

秋田市風致地区内における建築等の規制に関する条例に基づく許可に係る運用基準新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1 (略)</p> <p>第2 用語の定義</p> <p>1 建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物(建築物に附属する門若しくは塀を除く。)をいう。ただし、建築設備のうち空調設備、冷暖房設備、電気設備、給水設備、太陽光発電システムおよび太陽熱温水器等は、工作物として取り扱う。</p> <p>2～20 (略)</p> <p>21 建蔽率 建築基準法第53条第1項に規定する建蔽率をいう。</p> <p>22～30 (略)</p> <p>31 <u>準工業地域、工業地域、工業専用地域</u> それぞれ、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる<u>準工業地域、工業地域又は工業専用地域</u>をいう。</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 許可の基準(条例第5条第1項関係)</p> <p>1 建築物等の新築および増築に関する基準(第1号関係)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 建築物の建蔽率に関する基準の特例(ウ(イ)ただし書の適用)</p> <p>条例第5条第1項第1号ウ(イ)のただし書の規定は、<u>次に掲げる全ての条件を満たす場合において適用するものとし、ただし書適用後の建蔽率の上限は、基準で定める数値に10分の1を加えた数値とする。</u></p> <p>ア <u>当該宅地の隣接地に樹林地、田畑等の広い空間が確保されている場合、又は敷地の位置が、準工業地域、工業地域又は工業専用地域にある場合</u></p> <p>イ <u>当該建築物の位置、規模、形態、意匠、外構計画および植栽計画を含む全体計画が、行為の行われる土地およびその周辺の土地の区域における風致と調和しており、風致の維持上支障がないと認められる場合</u></p> <p>(3) 建築物の外壁の後退距離に関する基準の特例(ウ(ウ)ただし書の適用)</p> <p>条例第5条第1項第1号ウ(ウ)のただし書の規定は、次に掲げる場合において適用するものとする。</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 用語の定義</p> <p>1 建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物(建築物に附属する門もしくは塀を除く。)をいう。ただし、建築設備のうち空調設備、冷暖房設備、電気設備、給水設備、太陽光発電システムおよび太陽熱温水器等は、工作物として取り扱う。</p> <p>2～20 (略)</p> <p>21 建蔽率 建築基準法第53条第1項に規定する建蔽率をいう。</p> <p>22～30 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 許可の基準(条例第5条第1項関係)</p> <p>1 建築物等の新築および増築に関する基準(第1号関係)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 建築物の建蔽率に関する基準の特例(ウ(イ)ただし書の適用)</p> <p>条例第5条第1項第1号ウ(イ)のただし書の規定は、<u>当該宅地の隣接地に樹林地、田畑等の広い空間が確保され、かつ、当該建築物の位置、規模、形態、意匠、外構計画および植栽計画を含む全体計画が、行為の行われる土地およびその周辺の土地の区域における風致と調和しており、風致の維持上支障がないと認められる場合において適用するものとする。</u></p> <p>(3) 建築物の外壁の後退距離に関する基準の特例(ウ(ウ)ただし書の適用)</p> <p>条例第5条第1項第1号ウ(ウ)のただし書の規定は、次に掲げる場合において適用するものとする。</p>

ア 条例第5条第1項第1号ウ(ウ)本文において定められた外壁の後退距離の基準に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のいずれかに該当する場合

(ア) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。

(イ) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。

イ～エ (略)

(4) 建築物等の位置、形態、意匠等に関する基準 (ウ(エ)関係)

条例第5条第1項第1号ウ(エ)に規定する建築物等の位置、形態および意匠等に関する審査基準は、次のとおりとする。

ア～イ (略)

ウ 建築物等の色彩

風致の維持に支障を及ぼすおそれが大いと考えられる原色、蛍光色を極力避けているものとする。また、屋根、外壁ほか建築物、工作物に用いる仕上げ材料については、光沢の少ないものとし、塗料は艶消しのものを使用していること。

エ (略)

(5) 緑化に関する基準 (ウ(オ)関係)

緑化に関する審査基準は、次のとおりとする。

ア 緑化率が、10%相当確保されていること。

イ 緑化面積の算定基準

(ア) 緑化面積の算定基準は、原則として下表によるものとする。

2～10 (略)

第5

1 申請手続関係

(1) (略)

(2) 現在の土地所有者を証明する書類 (土地登記事項証明の写しもしくはインターネット登記情報提供サービスによる登記情報の写し)

2～4 (略)

以下 (略)

ア 建築基準法施行令第135条の20各号の規定に該当する場合

イ～エ (略)

(4) 建築物等の位置、形態、意匠等に関する基準 (ウ(エ)関係)

条例第5条第1項第1号ウ(エ)に規定する建築物等の位置、形態および意匠等に関する審査基準は、次のとおりとする。

ア～イ (略)

ウ 材料の光沢

屋根、外壁ほか建築物、工作物に用いる仕上げ材料については、光沢の少ないものとし、塗料は艶消しのものを使用していること。

エ (略)

(5) 緑化に関する基準 (ウ(オ)関係)

緑化に関する審査基準は、次のとおりとする。

ア 緑化率が、10%相当確保されていること。

イ 緑化面積の算定基準

(ア) 緑化面積の算定基準は、下表によるものとする。

2～10 (略)

第5

1 申請手続関係

(1) (略)

(2) 現在の土地所有者を証明する書類 (土地登記事項証明の写しもしくはインターネット登記情報提供サービスによる登記情報を印刷したもの)

2～4 (略)

以下 (略)